



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更・3件 (道路管理課) 1
- 海岸保全区域の廃止 (海岸防災課) 2
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画・モノレール課) 3
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定 (建築指導課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民生活課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧・2件 (都市計画・モノレール課) 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 4

訓 令

- 文書収発事務嘱託員設置規程及び庁内印刷業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 (総務私学課) 5
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令 (総務私学課) 5

告 示

沖縄県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字川田1105番から 東村字川田1072番1地先まで	8.4m ~ 23.3m	81.8m
新	東村字川田1105番から 東村字川田1072番1地先まで	17.4m ~ 30.7m	81.8m

沖縄県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字川田1103番7から 東村字川田1104番1まで	11.7m ~ 18.5m	73.3m
新	東村字川田1103番7から 東村字川田1104番1まで	14.0m ~ 23.7m	73.3m

沖縄県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年3月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字松原1667番2から 宮古島市平良字松原1773番1まで	34.9m ~ 61.0m	119.5m
新	宮古島市平良字松原1667番2から 宮古島市平良字松原1773番1まで	34.6m ~ 37.9m	119.5m

沖縄県告示第139号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和52年沖縄県告示第17号で指定した海岸保全区域を次のとおり廃止する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

海岸の名称			廃止区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島	登野城	石垣市登野城	<p>海岸保全区域 基点1と基点2を結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点3までを順次結んだ線及び基点2と補助点3を結んだ線、以上の各線によって囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点1 石垣市大字真栄里字西原103の1番地先(北緯24度19分38秒、東経124度10分15秒) 基点2 基点1から磁北297度10分382メートルの地点 補助点1 基点1から磁北208度30分100メートルの地点 補助点2 基点2から磁北180度110メートルの地点 補助点3 基点2から磁北210度50メートルの地点 海岸保全区域延長350メートル</p>

沖縄県告示第140号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 組合の名称 名護市宇茂佐第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 名護市字宇茂佐1348番地
- 3 施行地区 名護市字宇茂佐古島原の全部並びに同市字宇茂佐東兼久原、西兼久原、安田根川原、大増原、宇茂佐原、大土原及び志味屋原の各一部並びに同市字宮里大瀬原、比留木原、志味屋原及び名座喜原の各一部並びに同市字屋部の一部
- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成25年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年3月5日
- 6 変更の内容 設計の概要の変更
- 7 変更認可の年月日 平成23年3月11日

沖縄県告示第141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一団地（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 対象区域 宮古島市城辺字長間1891番4ほか8筆
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成23年2月25日 沖縄県指令土第99号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年4月24日まで縦覧に供する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みのりの会
- 3 代表者の氏名 玉木勉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字天久949番地レジデンス天久1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者そして、失業に伴う野宿者を社会的弱者として孤立させることなく、地域社会において常に共生、共存がなしえる為に、物心両面に涉り積極的な支援活動を行い、心豊かな社会を創生することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・4号那覇内環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市鏡原町及び古波蔵3丁目

- 3 縦覧期間 平成23年3月11日から同月25日
 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 5・5・那4号漫湖公園
 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市鏡原町及び古波蔵3丁目
 3 縦覧期間 平成23年3月11日から同月25日
 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 用途地域（3・4・平2号東環状線沿道地区、県道平良城辺線沿道地区、3・6・1号平良与那覇線沿道地区、3・4・4号下里通り線沿道地区、市道B-54号線沿道地区及び3・4・平5号荷川取線沿道地区）
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年3月17日 沖縄県指令土第194号、平成22年6月30日 沖縄県指令土第640号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市港川二丁目89番ほか7筆
 3 公共施設 なし
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名並びに所在地及び名称 浦添市城間三丁目15番7号コーゴウタカ10
 　2比嘉康二、浦添市港川二丁目8番2号 株式会社サニーパートナー 代表取締役 銘苅徳人
 5 検査済証番号 平成23年3月2日 第2872号
 6 工事完了年月日 平成23年1月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年6月14日 沖縄県指令土第578号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川向原416番2ほか7筆
 3 公共施設 なし
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市国場336番地 三和交通株式会社 代表取締役 又吉スマ子
 5 検査済証番号 平成23年3月3日 第2873号

6 工事完了年月日 平成23年2月8日

訓 令

沖縄県訓令第17号

総務部

文書収発事務嘱託員設置規程及び庁内印刷業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

文書収発事務嘱託員設置規程及び庁内印刷業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

(文書収発事務嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 文書収発事務嘱託員設置規程(平成3年沖縄県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

(庁内印刷業務嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 庁内印刷業務嘱託員設置規程(平成22年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年3月11日から施行する。

沖縄県訓令第18号

知事部局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型(平成19年沖縄県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

「第2節 人事課」を「定型総人1 人事行政の運営等の状況の公表」に、
目次中「第2節 人事課」を「定型農畜15 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定の解除」を

「定型農畜15 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定の解除」に、

「定型農畜16 家畜商講習会の開催」に、

「定型農畜17 ふ化業者の登録」に、

「定型農森24 保安林(保安施設地区内)の皆伐面積の限度」を

「定型農森24 保安林(保安施設地区内)の皆伐面積の限度」に、

「定型農森25 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表」に、

「定型農水9 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出」を

「定型農水9 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出」に、

「定型農水10 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間」に、

「定型土建11 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定」を

「定型土建11 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定」に、

「定型土建12 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施」に、

「定型土建12」を「定型土建13」に、「定型土建13」を「定型土建14」に、「定型土建14」を「定型土建15」に、「定型土建15」を「定型土建16」に、「定型土建16」を「定型土建17」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 人事課

定型総人1 人事行政の運営等の状況の公表

行為の根拠 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条第1項

公告の根拠 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条第2項第1号

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、平成__年度における人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

備考 1 「次のとおり」は、別冊にするときには、「別冊のとおり」とすること。

備考 2 この公告は、前年度における人事行政の運営等の状況について、毎年9月30日までに行うものであること。

定型総財3公告の名称中「予算」を「予算（補正予算）」に改め、同定型公告文中「別冊のとおり」を「次のとおり」に改め、同定型備考を次のように改める。

備考 1 予算の公表の場合には、「次のとおり」は、「別冊のとおり」とすること。

備考 2 補正予算の公表の場合には、「平成__年度沖縄県一般会計予算、平成__年度沖縄県特別会計予算及び平成__年度沖縄県企業会計予算」は、「補正予算」とし、「次のとおり」は、別冊にするときには、「別冊のとおり」とすること。

定型企市3告示文を次のように改める。

(1) 自衛官候補生の募集期間中に採用試験が実施されない場合

沖縄県告示第 号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定により、平成__年度自衛官候補生第__次募集の募集期間等を次のとおり告示する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 募集期間

2 応募資格

3 その他

(2) 自衛官候補生の募集期間中に採用試験が実施される場合

沖縄県告示第 号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成__年度自衛官候補生第__次募集の募集期間等を次のとおり告示する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 募集期間

2 応募資格

3 採用試験

(1) 試験期日

(2) 試験場の位置及び名称

4 その他

定型文生5中「業務停止の内容及び期間」を「行政処分の内容」に、「同年」を「平成__年」に改める。

定型文政5行為の根拠中「第36条」の次に「又は同条例第49条第2項において準用する同条例第36条」を加え、同定型公告の根拠中「第38条」の次に「又は同条例第49条第2項において準用する同条例第38条」を加え、同定型公告文中「第36条」の次に「（第49条第2項において準用する同条例第36条）」を、「第38条」の次に「（第49条第2項において準用する同条例第38条）」を、「事業者」の次に「（法対象事業

者)」を、「対象事業」の次に「(法対象事業)」を加える。

定型文自2中「第7条第4項」を「第9条第2項」に、「第7条第6項」を「第9条第4項」に改める。

定型文自3中「第7条第4項」を「第9条第2項」に、「第8条第6項」を「第9条第5項において準用する同条第4項」に改める。

定型文自6及び定型文自7中「自然公園法第13条第1項」を「自然公園法第20条第1項」に、「第13条第2項」を「第20条第2項において準用する同法第5条第3項」に、「法律第161号)第13条第1項」を「法律第161号)第20条第1項」に改める。

定型文自8及び定型文自9中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「第14条第2項」を「第21条第2項において準用する同法第5条第3項」に改める。

定型福医4公告文を次のように改める。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成__年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時及び場所

(1) 日時 平成__年__月__日__時から__時まで

(2) 場所

2 受験手続 受験願書を平成__年__月__日から平成__年__月__日までに沖縄県福祉保健部医務課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県福祉保健部医務課（電話番号098-866-2169）に問い合わせること。

定型農畜2中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。」

沖縄県告示第__号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。」

める。

定型農畜3中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第7条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の効力を取り消した（停止した）。」

沖縄県告示第__号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第7条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の効力を取り消した（停止した）。」

める。

定型農畜4中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第7条第2項の規定により、次のとおり種畜証明書の効力を取り消した（停止した）。」

を

の効力の停止を解除した。

沖縄県告示第 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第7条第2項の規定により、次のとおり種畜証明書の効力の停止を解除した。

める。

定型農畜5中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

沖縄県告示第 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

める。

定型農畜8中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、定期（臨時）種畜検査の種畜説明書を次のとおり交付した。

沖縄県告示第 号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、定期（臨時）種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

める。

第7章第7節中定型農畜15の次に次の2定型を加える。

定型農畜16 家畜商講習会の開催

行為の根拠 家畜商法第4条の2第1項

公告の根拠 家畜商法施行令第1条の2第1項

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成__年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

2 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 __時間

(2) 家畜の品種及び特徴 __時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 __時間

3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者

4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に

撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成__年__月__日までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。

5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

注 この公告は、講習会の開始予定日の20日前までに行うものであること。

定型農畜17 ふ化業者の登録

行為の根拠 養鶏振興法第7条第1項

告示の根拠 養鶏振興法第7条第4項

沖縄県告示第 号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 — — — 名

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録業者の氏名（名称）及び住所

4 ふ化場の名称及び所在地

定型農計5中「**公告の根拠**」を「**告示の根拠**」に、

「 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、_____土地改良区から役員の氏名（住所）に変更があった旨の届出があった。 」

沖縄県告示第 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、_____土地改良区から役員の氏名（住所）に変更があった旨の届出があった。

める。

定型農森1中「**公告の根拠**」を「**告示の根拠**」に、

「 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、_____地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。 」

沖縄県告示第 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、_____地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

「当該森林計画の案」を「当該地域森林計画の案」に改め、同定型注1中「**公告文**」を「**告示文**」に、「宮古・八重山地域森林計画区」を「宮古八重山地域森林計画区」に改め、同定型注2中「**公告文**」を「**告示文**」に改め、同定型注4中「**場所**」の次に「**及び意見書を提出する場所**」を加え、「**公告文**」を「**告示文**」に、「沖縄県北部農林水産振興センター」を「沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課」に、「沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター」を「沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課」に改める。

定型農森1の2中「**公告の根拠**」を「**告示の根拠**」に、

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、_____地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

沖縄県告示第 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、_____地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

「森林計画の案」を「地域森林計画の変更案」に改め、同定型注1中「公告文」を「告示文」に、「宮古・八重山地域森林計画区」を「宮古八重山地域森林計画区」に改め、同定型注2中「公告文」を「告示文」に改め、同定型注4中「場所」の次に「及び意見書を提出する場所」を加え、「公告文」を「告示文」に、「沖縄県北部農林水産振興センター」を「沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課」に、「沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター」を「沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課」に改める。

定型農森1の3中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成__年4月1日以降10年間ににおける_____地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

沖縄県告示第 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成__年4月1日以降10年間ににおける_____地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

め、同定型注1中「、宮古・八重山地域森林計画区」を「又は宮古八重山地域森林計画区」に改め、同定型注2中「沖縄県北部農林水産振興センター」を「沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課」に、「沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター」を「沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課」に改める。

定型農森2中「公告の根拠」を「告示の根拠」に、

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成__年沖縄県告示第__号で公表した_____地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

沖縄県告示第 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成__年沖縄県告示第__号で公表した_____地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

め、同定型注1中「、宮古・八重山地域森林計画区」を「又は宮古八重山地域森林計画区」に改め、同定型注2中「沖縄県北部農林水産振興センター」を「沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課」に、「沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター」を「沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課」に改める。

定型農森24告示文中「森林法施行令」の次に「（昭和26年政令第276号）」を加える。

第7章第11節中定型農森24の次に次の1定型を加える。

定型農森25 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表

行為の根拠 森林病害虫等防除法第5条第1項、第2項又は第3項

告示の根拠 森林病害虫等防除法第5条第4項において準用する同法第3条第5項

沖縄県告示第 号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第__項の規定により____を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 区域及び期間

(1) 区域

(2) 期間

2 森林病害虫等の種類

3 行うべき措置の内容

4 命令をしようとする理由

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する_____を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する_____を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとすること。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

注 1 5(2)及び(3)中「_____」の部分については、命令に係る区域を管轄する農林水産振興センター又は林業事務所の長を記載すること。

2 この告示は、命令をしようとする日の20日前までに行うものであること。

定型農水9注に次のように加える。

3 発起人が漁業協同組合に対し、漁船損害等補償法第113条第1項の規定による申出をしない場合は、3をまっ消すこと。

第7章第12節中定型農水9の次に次の1定型を加える。

定型農水10 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間

行為の根拠 沖縄県漁業調整規則第6条第2項又は同規則第19条第3項において準用する同規則第6条第2項

告示の根拠 沖縄県漁業調整規則第6条第3項又は同規則第19条第3項において準用する同規則第6条第3項

沖縄県告示第 号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、____漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成__年__月__日から平成__年__月__日までと定めた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 一 一 一 名

定型農港7及び定型農港8中

「 なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び_____において縦覧に供する。 」を

「 なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び_____において縦覧に供する。 」に

改める。

定型農港10中「沖縄県指令農第___号」を「沖縄県指令農第___号」に改める。

定型農港12及び定型農港13中「沖縄県指令農第___号」を「沖縄県指令農第___号」に改める。

定型土河1中「平成___年___月___日」を「平成___年___月___日」に、「沖縄県___土木事務所」を「沖縄県___土木事務所」に改める。

定型土河2中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土河3中「沖縄県___土木事務所」を「沖縄県___土木事務所」に、「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土河4中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土河5中「しゅん功」を「しゅん功」に、「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土河11中「沖縄県___土木事務所」を「沖縄県___土木事務所」に改める。

定型土河13中

「 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県___土木事務所において縦覧に供する。 」を

「 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県___土木事務所において縦覧に供する。 」に

改める。

定型土海10及び定型土海11中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土海12中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に、「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」を「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土海13中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土港3中「沖縄県___土木事務所」を「沖縄県___土木事務所」に改める。

定型土港8中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土港9中「沖縄県___土木事務所」を「沖縄県___土木事務所」に、「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土港10中「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」を「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」に、「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」を「平成___年___月___日 沖縄県指令土第___号」に改める。

定型土港11中「沖縄県指令土第___号」を「沖縄県指令土第___号」に改める。

第9章第12節中定型土建16を定型土建17とし、定型土建12から定型土建15までを1定型ずつ繰り下げ、定型土建11の次に次の1定型を加える。

定型土建12 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

行為の根拠 建築士法第13条

公告の根拠 建築士法施行細則第26条

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成___年二級建築士試験及び木造建築士試

験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成__年__月__日__時から__時まで

イ 設計製図の試験 平成__年__月__日__時から__時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成__年__月__日__時から__時まで

イ 設計製図の試験 平成__年__月__日__時から__時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

イ 設計製図の試験

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

イ 設計製図の試験

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込 インターネットによる受験申込は、平成__年度以後に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで

(イ) 時間

イ 受験申込方法

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書の配布期間及び配布場所 受験申込書は、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配布する。

(ア) 期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで

(イ) 場所

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

(ア) 期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで

(イ) 場所

ウ 受付時間

エ 受験申込方法

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成__年__月__日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成__年__月__日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成__年__月__日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成__年__月__日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示する。

6 その他 設計製図の課題は、平成__年__月__日に社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほ

か、財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

附 則

この訓令は、平成23年3月11日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6
販 売 所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503
那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
購 読 料 1部1箇月1,800円